

**全社協提出分**

平成25年度  
東日本大震災に係る復興支援及び  
福祉施策等の要望について

社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会

平成25年度 東日本大震災に係る復興支援  
及び福祉施策等の要望について 【目次】

I 要望趣旨 .....	1
II 宮城県社会福祉協議会から全国社会福祉協議会への要望	
(1) 災害時のボランティア活動保険の事前加入の周知徹底について .....	3

## 要 望 趣 旨

宮城県社会福祉協議会は、宮城県における地域福祉推進の中核機関として、市（区）町村社会福祉協議会をはじめ、福祉諸団体・NPO法人・ボランティア等、幅広い関係者との連携・協働のもと、高い公益性とともに民間法人としての自主性・創造性を発揮して、誰もが身近な地域で安心していきいきと暮らせる地域づくりに取り組み、『豊かな福祉社会の実現』を目指しています。

昨今、福祉施策については、介護保険法・障害者自立支援法（現 障害者総合支援法）・児童福祉法等に代表されるように、近年例を見ないほどの早さで、制度の創設や改正が行われています。それらの変化等に伴い、様々な福祉課題のステージが“地域”に移ってきております。

こうした、地域における福祉課題を明確にし、本会関係団体等と連携しながら、地域住民の福祉の向上のために、広く要望をさせていただくものです。

更に平成23年3月11日に東日本を襲った大震災により、沿岸部では壊滅的な被害が発生しました。その被害は物理的にも凄まじいものがありました。地域福祉の根幹となる「地域コミュニティ」をも破壊してしまいました。失われた地域コミュニティを復興・再生していくためには、何よりも“人”的力が欠かせず、長期的なマンパワーの確保が最大の課題となっております。その確保のためにも継続的な財政支援が必要だという声が、引き続き被災地社協から寄せられております。

今年は、「災害発生時のボランティア活動保険の事前加入の周知徹底」について提言をいたします。詳細は本文で説明しますが、大震災発生時の被災地の災害ボランティアセンターは、受付業務だけでも混乱をきたします。それと並行でボランティア保険の加入手続きを行う事は繁忙を極め、過大な負担となった事例がございました。この経験から、改善しなければいけないことについて提言するものです。

本会におきましても、様々な機会を利用し地域福祉推進や震災復興のための事業を進めていく所存ですが、全国社会福祉協議会におかれましても、要望趣旨をご理解頂き、被災者、施設利用者、市町村社協、事業者、ひいては地域住民の福祉の向上が図られるよう、全国的な福祉施策等に反映していただきたくお願いするものです。

なお、本案件については全国レベルでの解決が必要となりますので、なにとぞお聞き入れ頂きますようお願い致します。

**宮城県社会福祉協議会から  
全国社会福祉協議会への要望**

### 【項目】

災害時のボランティア活動保険の加入に関し、出発地の市町村社協における事前加入の周知徹底について

### 【現状】

東日本大震災において発災時、被災地市町村社協では災害ボランティアセンターを設置し、県内外から駆け付けたボランティア、NPO・NGO等をコーディネートしました。その際、駆けつけた方々の中には、保険を掛けずに被災地支援（がれきの撤去や家屋内の泥出し等）に参加される方が多くみられ、混乱する被災地社協において一人一人保険の加入手続きの対応をしなければならない状態が続きました。

### 【課題】

平時や災害時を問わず、日頃からボランティア活動へ参加する方々の、ボランティア活動保険への加入の意識は年々高まっていると思われます。しかし、今回の震災においては、普段からボランティア活動を行っていない多数の方々が、報道等を通じて初めてボランティア活動へ参加する契機ともなりました。その際、出発前に保険加入の手続きを行い被災地へ向かうといった、ボランティア活動参加の心得は徹底されず、大多数のボランティアに浸透していなかつた事が被災地の災害ボランティアセンターの混乱の原因として課題を残しました。

### 【内容】

ボランティア活動に参加する際のボランティアの心得として、ボランティア活動保険への加入と加入手続きについては出発前に出発地の社協において行うことの周知徹底を全国的に行う必要があるため、全国社会福祉協議会に対して要望するものです。なお、周知にあたってはボランティア活動の心得 자체を公共広告機構（AC）等を利用して行うことが効果的であると考えられるため提案するものです。